

障害のある人もない人も共に生きる
平和な長崎県づくり条例【逐条解説】

平成25年11月

長崎県

障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例
【逐条解説】目次

条例制定の経緯	1
1. 国の動向等について	
(1) 国の動向	2
(2) 全国の障害者差別禁止条例の制定状況	3
(3) 県内の状況	3
2. 本県における条例制定に向けた動きについて	
(1) 長崎県障害者差別禁止条例（仮称）制定推進協議会 による条例案の検討	3
(2) 県議会における取組	4
条例制定検討協議会での取組	4
意見交換会の実施状況	6
パブリックコメント等の実施状況	6
本会議での審議	6
逐条解説	7
前文	7
第1章 総則	
第1条（目的）	15
第2条（定義）	17
第3条（基本理念）	37
第4条（県の責務）	39
第5条（県と市又は町との連携）	41
第6条（市及び町の役割）	41
第7条（県民等の役割）	42
第8条（財政上の措置）	43

第2章 障害のある人に対する差別の禁止	
第9条（差別の禁止）	44
第10条（福祉サービスの提供における差別の禁止）	48
第11条（医療の提供における差別の禁止）	60
第12条（商品及びサービスの提供における差別の禁止）	68
第13条（労働及び雇用における差別の禁止）	72
第14条（教育における差別の禁止）	80
第15条（建築物の利用における差別の禁止）	98
第16条（交通機関の利用における差別の禁止）	105
第17条（不動産取引における差別の禁止）	109
第18条（情報の提供等における差別の禁止）	112
第19条（意思表示の受領における差別の禁止）	120
第3章 障害のある人に対する差別をなくすための施策	
第1節 障害のある人の相談に関する調整委員会	
第20条（委員会の設置）	123
第21条（所掌事務）	125
第22条（委員会の組織）	126
第23条（委員会の委員の任命等）	126
第24条（委員長及び副委員長）	127
第25条（会議）	128
第26条（守秘義務）	129
第27条（小委員会）	130
第28条（庶務）	130
第2節 相談体制	
第29条（特定相談）	131
第30条（地域相談員）	134
第31条（広域専門相談員）	139

第3節 対象事案の解決のための手続	142
第32条（助言又はあっせんの申立て）	143
第33条（事実の調査）	146
第34条（助言又はあっせん）	149
第35条（勧告）	152
第36条（公表）	155
第37条（意見の聴取）	158
第38条（助言又はあっせんの手続の終了）	159
障害のある人に対する差別をなくすための施策 フロー図...	160
第4章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策	
第39条（表彰）	161
第40条（県民の理解と関心の増進）	162
第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議	
第41条（推進会議の設置）	164
第42条（建議）	166
第43条（推進会議の組織）	167
第44条（推進会議の委員の任命等）	168
第45条（座長及び副座長）	169
第46条（分科会）	169
第47条（長崎県障害者施策推進協議会等との連携）	170
第48条（準用）	172
第6章 雑則	
第49条（規則への委任）	173
第50条（罰則）	173
附 則	
第1項（施行期日）	175
第2項（適用）	176
第3項（見直し）	176